3　法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。

一　宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号

二　その他都道府県知事が必要と認める事項

第四条の三　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。

二　宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

第五条　令第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（削る）

2　次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の基準
前項第四号に掲げる施設	令第一条第二項第一号の基準
（削る）	

（新設）

第五条　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　次に掲げる要件の全てに該当する施設

イ　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内に在ること。

ロ　文化財保護法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（ハにおいて「伝統的建造物」という。）であること。

ハ　伝統的建造物としての特性を維持するため、令第一条第二項第四号に規定する宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（ニにおいて「玄関帳場等」という。）を設けることが困難であること。

ニ　玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

ホ　事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

2　次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号、第二号イ、第三号及び第四号、第二項第一号、第二号、第三号（床面積に関する部分に限る。）及び第四号並びに第三項第一号の基準
前項第四号に掲げる施設	令第一条第三項第一号の基準
前項第五号に掲げる施設	令第一条第二項第四号の基準